

# 居宅介護支援重要事項説明書

＜令和7年8月1日現在＞

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0573-75-5517 (受付時間 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時15分)  
担当 \_\_\_\_\_

## 1、南木曽町社協居宅介護支援事業所の概要

### (1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	南木曽町社協居宅介護支援事業所
所在地	長野県木曽郡南木曽町田立143-1
介護保険事業所番号	2072600162
通常の事業の実施地域※	南木曽町内

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同施設の職員体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		業務管理	1名
介護支援専門員	4名以内		介護支援業務	4名以内
事務職員		1名	事務	1名

### (3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし12月29日～1月3日を除く。
営業時間	平日 午前8時15分～午後5時15分
	土・日・祭日 休業

※緊急連絡電話（時間外は転送電話にて24時間対応） 0573-75-5517

## 2、居宅介護支援の内容、提供方法

### 1 居宅サービスの作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択するうえでの留意点を盛込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望の場合、利用者や家族の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その際、当該ケアプランを主治の医師等に交付します。
- ⑥ 利用者に効果的な医療及び介護が提供されるよう主治の医師等に対し、利用者の医療及び介護に必要な情報（介護度、心身の状況、口腔に関する状況、服薬状況等）を提供します。
- ※ 利用者が病院等に入院する必要が生じた場合、担当の介護支援専門員に連絡をいただくとともに、当該病院等に対して担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。
- ⑦ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

### 2 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護状態区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

### 3、利用料金

(1) 利用料 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。 ※別紙料金表及び加算表参照

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行します

このサービス提供証明書を後日南木曽町役場の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。(利用金額は厚生大臣が定める介護報酬の公示上の額とする。)

(2) 交通費 前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。なお自動車を使用した場合は1Km当たり30円で換算した額を交通費として徴収します。

(3) 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので月末までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、現金または、町内の八十二銀行、農協、郵便局のいずれかの金融機関で口座自動引き落としにします。

### 4、当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき適切な保険・医療・福祉サービスが、多様な業者から総合的かつ効果的に公正中立に提供されるよう努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	-	全社協方式等による
複数の事業所の紹介や説明	有	居宅サービス計画において複数のサービス事業所紹介や、当該事業所をケアプランに位置づけた理由の説明を求めることができます。
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	無料

### 5、サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 0573-75-5517 (受付時間: 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時15分まで)

担当 管理者

②その他

上記以外に、長野県国民健康保険団体連合会 (Tel: 026-238-1580)・木曽広域連合健康福祉課 (Tel: 0264-23-1050)・南木曽町役場 (Tel: 0264-57-2001) 南木曽町社会福祉協議会苦情解決委員会 (Tel: 0573-75-5517 責任者 事務局長) の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 6、事故等における対応方法

当事業所の事業実施中に事故等により利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡する等の処置を講じます。

## 7、(秘密保持)

① 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 8、(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 9、当社の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　南木曽町社会福祉協議会

代表者役職・氏名　会長　　長渕　英治

本部所在地・電話番号　　長野県木曽郡南木曽町田立 143-1 0573-75-5517

定款の目的に定めた事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護支援事業の経営
- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 通所介護事業の経営
- (10) 障害者福祉サービス事業（居宅介護）の経営
- (11) 障害者福祉サービス事業（就労継続支援 B 型）の経営
- (12) 障害者福祉サービス事業（相談支援事業）の経営
- (13) 生活福祉資金貸付事業
- (14) 民生金庫貸付事業
- (15) 心配ごと相談事業
- (16) 結婚相談事業
- (17) その他法人の目的達成のため必要な事業

## 10、その他

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書及び重要事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人南木曽町社会福祉協議会

<事業所名> 南木曽町社協居宅介護支援事業所

(介護保険事業所番号 2072600162)

所在地 長野県木曽郡南木曽町田立 143-1

代表 長渕 英治 

説明者 所属 南木曽町社協居宅介護支援事業所

氏名 

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所>長野県木曽郡南木曽町

<氏名>



(代理人)

<住所>

<氏名>



※別紙 料金表（令和6年4月1日現在）

居宅介護支援費（I）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人未満の場合又は、45人以上である場合において、45人未満の部分	居宅介護支援費 i 10,860円	居宅介護支援費 i 14,110円
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費 ii 5,440円	居宅介護支援費 ii 7,040円
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人以上の場合、60人以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,260円	居宅介護支援費 iii 4,220円

居宅介護支援費（II）

※ケアプランデーター連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者数が50人未満の場合又は、50人以上である場合において、50人未満の部分	居宅介護支援費 i 10,860円	居宅介護支援費 i 14,110円
介護支援専門員1人当たりの利用者数が50人以上の場合において、50人以上60人未満の部分	居宅介護支援費 ii 5,270円	居宅介護支援費 ii 6,830円
介護支援専門員1人当たりの利用者数が50人以上の場合、60人以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,160円	居宅介護支援費 iii 4,100円

※新型コロナウィルス感染症のための特例的評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

※別紙 加算表（令和6年4月1日現在） ※居宅支援費に準じて算定される加算区分

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	特 別 地 域 加 算	所定 単位数の 15/100	居宅介護支援事業所の所在地が、厚生労働大臣の定める特別な地域である場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位に加算する。
	特定事業所加算（I）	5,190 円	利用者に関する情報、又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を、定期開催すること等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1か月につき）
	特定事業所加算（II）	4,210 円	
	特定事業所加算（III）	3,230 円	
	特定事業所加算（A）	1,140 円	
	初 回 加 算	3,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅サービス計画を作成した場合</li> <li>・要支援者が要介護認定を受け、サービス計画を作成する場合</li> <li>・要介護区分が2区分以上変更され、居宅サービス計画を作成した場合</li> </ul>
	入院時情報連携加算（I）	2,500 円/月	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算（II）	2,000 円/月	
	退院・退所加算（I）イ	4,500 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	退院・退所加算（II）ロ	6,000 円/回	
	退院・退所加算（II）イ	6,000 円/回	
	退院・退所加算（II）ロ	7,500 円/回	
	退院・退所加算（III）	9,000 円/回	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	7,500 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所職員と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合（1か月に2回を限度）
	通院時情報連携加算	500 円/回	1月に1回の算定を限度とし、利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察時に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた場合
	特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/回	病院との連携や看取りへの対応の状況について、必要に応じて医療と介護の連携業務を行った場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	主治の医師等の助言を得つつ、終末期の医療やケアの方針について意向を把握し、頻回な居宅訪問により利用者の状態変化や、サービスの必要性を把握するとともに、主治の医師及び居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供した場合
	要介護別の居宅支援費 算定可能		入院中の看取り期における、居宅サービスの利用に向けて退院時等に必要な業務を行ったものの、利用者の死亡により、サービス利用に至らなかった場合。